

緊急防災・減災事業債の期間延長等を求める意見書

地震、津波、台風、豪雨等の自然災害は、近年、大規模化、多様化、複雑化する傾向にあり、家屋の倒壊、堤防の決壊や河川の氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊、土砂崩れなど、各地で甚大かつ深刻な被害をもたらしています。

こうした災害リスクから国民の生命と財産を守り、我が国の社会・経済活動を将来にわたって維持、発展させるためには、国と地方が一体となり、我が国全体で、防災、減災の取り組みを初め、もとの生活に早期に復旧するための縮災対策の取り組みを強化する国土強靱化を一層加速させることが不可欠です。本市においても、厳しい財政状況の中、優先順位をつけ、防災・減災・縮災対策を着実に実施しているところですが、必要な財源をいかに確保するかという課題に常に直面しています。

この点、緊急防災・減災事業債は、地方債の充当率が100%で、そのうち地方交付税交付金算入率が70%となっており、地方自治体にとって極めて重要な財源です。大阪府内の各市町村においても、指定避難所となる小・中学校体育館へのエアコン設置やトイレの洋式化、情報伝達のための防災無線屋外拡声子局の増設など、積極的に活用されていますが、この制度は令和2年度をもって終了予定とされており、本市が国土強靱化地域計画を策定する上で大きな不安材料となっています。

よって、政府は、地方自治体が防災・減災・縮災対策にスピード感を持って取り組むことを可能にするため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 緊急防災・減災事業債を令和3年度以降も継続すること。
2. 緊急防災・減災事業債制度の恒久化を含め、対象事業や財政措置の一層の充実、強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月27日

枚方市議会議長 前田富枝

〈提出先〉

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

防災担当大臣